

かんたん！

べんり！

電子署名が不要！



不動産、会社・法人の登記申請は

QRコード付き書面申請がおすすめ！

## QRコード(二次元バーコード)付き書面申請とは？



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

「申請用総合ソフト」という専用(無料)のソフトを利用して作成した申請書の情報を、インターネット経由で事前に登記所に送信した後、その内容を登記申請書として印刷して、登記所に提出する書面申請の方法です。

電子証明書をお持ちでなくても、オンライン登記申請と同様のメリットがあります。

## 利用のメリット



1. 登記申請書を**簡単・正確**に作成できます。
2. **申請の処理状況**を自宅や会社のパソコンで確認できます。
3. **電子署名・電子証明書は必要ありません**。
4. 作成した申請データを**管理・再利用**ができます。

会社・法人の登記など、定期的に登記申請を行う方にもおすすめです♪



## 登記申請の流れ

STEP

1. 申請者情報の登録 ※初回のみ

STEP

2. 申請用総合ソフトのインストール ※初回のみ

STEP

3. QRコード付き書面申請書の作成

STEP

4. 申請データの送信 ※電子署名は必要ありません

STEP

5. 3の申請書を印刷

STEP

6. 5を申請先の登記所へ提出

「登記・供託オンライン申請システム」  
へアクセス



初めてご利用になる方へ  
利用するメリットや、実際の手続きの  
流れをご説明いたします。



「申請用総合ソフト」  
には、登記申請に必要な  
様式が準備されています。



印刷した申請書と必要な  
添付書面を法務局の窓口  
に提出(持参又は郵送)  
してください。

オンライン申請システムの操作やPC設定に関しては、  
「登記・供託オンライン申請システムサポートデスク」にお問い合わせください。  
TEL:050-3786-5797(月~金曜日、8:30~19:00、祝日・年末年始を除く。)

